

令和2年

第1回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和2年 第1回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年1月10日（金曜） 午後2時開会

2 開催場所 阿蘇市役所 北側別館大会議室

3 農業委員出席者

19名中 18名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 15名出席

5 議事

- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第3号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 2名

7 会議の概要

事務局 皆さんこんにちは。ただいまより開会します。本日は、委員18名出席で定足数に達していますので、会議規則により令和2年第1回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さんあけましておめでとうございます。昨年中は、委員の皆様から貴重なご意見を賜りありがとうございました。本年は、法人化の立ち上げが数件予定されております。農業委員会としても農地の集積や集約等で後押ししたいと考えております。本年も農業委員及び農地利用最適化推進委員皆さんのお力をお借りしながら一丸となって頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、農業委員会憲章の唱和を、本日は7番委員にお願いいたします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は農地法第18条第6項の規定による通知書の報告12件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第3条によるもの5件、第5条によるもの5件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転4件、利用権の設定28件、使用貸借権の設定6件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について6件です。従いまして会期は本日1日とします。

なお、議事録署名委員については、7番委員、8番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号の12件については、農地法18条第6項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位1番から順位12番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 報告第1号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 報告第1号については、発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。続きまして、議案第1号農地法の規定による許可申請書の審議について3条5件、5条5件、まず3条から説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条による許可申請の5件の譲受人は、いずれも農地法第3条及び同施行規則第17条2項2号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。

順位1番から順位5番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

農業委員(15番) 順位3番の譲受人ですが、〇〇さんではないですか。

事務局 議案書の譲受人で申請されております。

議長 他にございませんか。

推進委員(14番) 順位1番の案件ですか、所有権移転(贈与)となっていますが、売買ではないのですか。

事務局 申請書も贈与となっており、贈与で間違いありません。申請地の場所も決して良い場所ではないため、譲渡人の方が隣接者の譲受人へ贈与するものです。

議長 よろしかったでしょうか。他に質問はございませんか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条5件は決定します。

つづきまして、第5条5件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第1号農地法第5条による許可申請の5件は、いずれも農地法第5条及び同施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位5番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めて頂いた班長さんより転用案件についての補足説明をお願いいたします。

農業委員(12番) 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から南西へ、約600mのところになります。

譲受人が、建築業を営んでいるが請負工事が増え、材木や建材の置き場が不足しているため新たに建築資材置き場を確保するものです。申請面積は、2筆合計で428㎡となっております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地となります。雨水については、地下浸透となっており。区長の同意も得ております。第2種農地であり、集落内の計画となっております。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北東へ、約650mのところになります。

譲受人が、住居に隣接する畑地に農業用倉庫を建設する計画となっています。農地区分は、阿蘇市上水道及び公共下水道が埋設してある区域、かつ概ね50

0 m以内に内牧小学校、問端内科が存在している場所なので第3種農地となります。雨水については、地下浸透及び西側の隣接する水路へ接続する計画となっており区長の同意も得ております。第3種農地であり、原則許可となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から南西へ、約1.1 kmのところになります。現在借家住まいのため、申請面積429.75㎡の敷地に平屋個人住宅（延床面積85.3㎡）を建設するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1 km内の第2種農地となります。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し隣接の水路へ接続。雨水については、雨水枡等を設置し隣接する水路へ接続する計画となっており区長の同意も得ております。第2種農地であり、集落接続の建設となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から南東へ、約320 mのところになります。現在借家住まいのため、申請面積497㎡の敷地に2階建個人住宅（延床面積120.27㎡）を建設するものです。農地区分は、JR赤水駅から500 m内の第2種農地となります。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し隣接の水路へ接続。雨水については、雨水枡等を設置し隣接する水路へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。第2種農地であり、集落内の建設となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇市地域振興局から南へ、約1 kmのところになります。現在借家住まいのため、申請面積330㎡の敷地に平屋個人住宅（延床面積79.82㎡）を建設するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1 km内の第2種農地となります。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し隣接の水路へ接続。雨水については、雨水枡等を設置し、隣接する既設側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。第2種農地であり、集落内の建設となります。

以上で、現地調査の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんから補足説明はございませんか。

(発言なし)

議 長 他になければ5条5件の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。5条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法5条5件は決定します。

これで議案第 1 号 3 条、5 条については、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号所有権移転の 4 件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位 1 番から順位 4 番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 2 号 1 番の所有権移転について何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転 4 件は決定します。

議 長 次に議案 2 号 2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第 2 号 2 番の利用権設定の 2 8 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 2 8 番まで、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 2 号 2 番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 2 8 件は決定します。

議 長 次に議案 2 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 2 号 3 番の使用貸借権設定の 1 2 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 1 2 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 2 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定 1 2 件は決定します。

これで議案第2号すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第3号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から順位6番までの、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と19番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と14番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の3番委員と5番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の2番委員と4番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の3番委員と5番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の13番委員と15番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案3号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案3号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第1回総会を閉会いたします。